

二宮町分別収集計画

令和7年6月

目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
6. 容器包装廃棄物の排出抑制を促進するための方策に関する事項	2
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	3
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	4
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項	6
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	7
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	7
13. その他のリサイクル	8

1. 計画策定の意義

21世紀は、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とする社会経済、ライフスタイルを見直し、ごみの発生を最小限に抑え、発生した場合でも再利用・資源化し、環境への負荷をできるだけ少なくする循環型社会を形成していく必要がある。

そのためには、社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本町では平成6年度から段ボール・雑紙・牛乳パックを含む古紙布類、平成8年度からペットボトル・トレー・その他プラスチックを含む樹脂類を分別収集し、循環型社会形成への取組みを進めてきた。平成19年度の焼却場停止に伴う、可燃ごみ外部搬出開始に際しては、可燃ごみの50%削減を目標とした、「ごみ減量化緊急宣言」を行い、平成20年度から剪定枝・草・落ち葉の分別収集及び資源化を開始し、平成24年度には廃食用油の分別収集及び資源化を開始するなど、可燃ごみ減量の観点からも、分別収集の一層の推進を行ってきた。平成27年度から平塚市・大磯町・二宮町の1市2町によるごみ処理広域化により、ごみの分別収集区分の見直しを行い、容器包装プラスチックの分別収集に取り組んでいる。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づき、容器包装廃棄物を分別収集することにより、限りある資源を有効に利用することや最終処分量の減量化を目的に町民、事業者、町の役割の明確化、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たり次により基本的方向を示す。

- ① 町民、事業者、町の協働による、具体的な目標を持ったごみ減量化、リサイクルの推進
- ② 町民、事業者、町が一体となった3Rの推進による循環型社会形成の促進
- ③ 分別収集の徹底による資源化の促進

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
容器包装廃棄物	1,897 t	1,877 t	1,856 t	1,836 t	1,814 t

6. 容器包装廃棄物の排出抑制を促進するための方策に関する事項

容器包装廃棄物の排出抑制のため町民・事業者・町等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図りながら次の方策を実施する。

① 町による情報提供及び啓発

買い物袋（マイバッグ）の持参や小売店の包装の簡素化の推進など、環境に配慮した自主的な取組みによる排出抑制を促進する。

② 町による町民の自主的な取り組みへの支援

住民団体による資源回収やリサイクル活動、イベント等について支援する。

③ 事業者による容器包装廃棄物資源回収の推進

製造・販売事業者等による容器包装廃棄物の回収を推進する。

④ 環境教育及び周知啓発の推進

町内の小学生などを対象に、出前授業を開催し、次世代を担う子どもたちにごみの減量や分別の必要性について、理解を深めてもらうとともに、ホームページや広報紙等の内容を充実させ、多くの町民にごみの排出抑制などについて、意識を高めてもらえるよう普及啓発を行っていく。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	空き缶類
主としてガラス製の容器 └ 無色のガラス製容器 └ 茶色のガラス製容器 └ その他の色のガラス製容器	ビン
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	古紙類（飲料用紙パック）
主として段ボール製の容器	古紙類（段ボール）
主としてポリエチレンテレフタレート(PET) 製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	容器包装プラスチック

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器
包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

	8年度		9年度		10年度		11年度		12年度	
主としてスチール製の容器	15 t		15 t		15 t		15 t		14 t	
主としてアルミ製の容器	31 t		30 t		30 t		30 t		29 t	
無色のガラス製容器	(合計) 74 t (引渡量) 74 t		(合計) 73 t (引渡量) 73 t		(合計) 72 t (引渡量) 72 t		(合計) 71 t (引渡量) 71 t		(合計) 70 t (引渡量) 70 t	
茶色のガラス製容器	(合計) 45 t (引渡量) 45 t		(合計) 44 t (引渡量) 44 t		(合計) 44 t (引渡量) 44 t		(合計) 43 t (引渡量) 43 t		(合計) 43 t (引渡量) 43 t	
その他のガラス製容器	(合計) 38 t (引渡量) 38 t		(合計) 38 t (引渡量) 38 t		(合計) 37 t (引渡量) 37 t		(合計) 37 t (引渡量) 37 t		(合計) 36 t (引渡量) 36 t	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	14 t									
主として段ボール製の容器	286 t		283 t		280 t		277 t		274 t	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	(合計) 89 t (引渡量) 89 t		(合計) 88 t (引渡量) 88 t		(合計) 87 t (引渡量) 87 t		(合計) 86 t (引渡量) 86 t		(合計) 85 t (引渡量) 85 t	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 368 t (引渡量) 368 t		(合計) 364 t (引渡量) 364 t		(合計) 360 t (引渡量) 360 t		(合計) 356 t (引渡量) 356 t		(合計) 352 t (引渡量) 352 t	

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

(1) スチール製容器、アルミ製容器

人口推計×原単位

(2) 無色・茶色・その他の色のガラス製容器、紙製容器、段ボール製容器、ペットボトル

人口推計×原単位

(3) その他のプラスチック製容器包装

人口推計×原単位

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
25,532人 (対前年度比) 98.9%	25,252人 (対前年度比) 98.9%	24,972人 (対前年度比) 98.9%	24,692人 (対前年度比) 98.9%	24,411人 (対前年度比) 98.9%

※人口変動率は、人口問題研究所推計値を使用し、平成25年度実績と平成22年から平成52年までの5年毎の推計人口を直線近似により補完し、補正值を算出した。

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

分別収集について、現行の収集体制を活用して行う。分別収集体制については、以下の表のとおり。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集・運搬の段階	選別・保管等の段 階
スチール製容器	空き缶類	委託業者による指 定日回収	広域
アルミ製容器			
無色のガラス製容 器	ビン	委託業者による指 定日回収	広域
茶色のガラス製容 器			
その他のガラス製 容器			
飲料用紙製容器	古紙類	委託業者による指 定日回収	委託業者
段ボール			
ペットボトル	ペットボトル	委託業者による指 定日回収	広域
その他のプラスチック製 容器包装	容器包装プラスチ ック		

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

分別収集の用に供する施設計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る分別の 区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール	空き缶類	袋	2t パッカー車 3t パッカー車 4t パッカー車	広域
アルミ			2t 深ボディー車 3t 深ボディー車	
無色ガラス	ビン	袋	2t 深ボディー車 3t 深ボディー車	広域
茶色ガラス			2t 深ボディー車 3t 深ボディー車	
その他ガラス			2t 深ボディー車 3t 深ボディー車	
紙パック	古紙類	結束	2t パッカー車 3t パッカー車 4t パッカー車	委託業者
段ボール			2t 深ボディー車 3t 深ボディー車	
ペットボトル	ペットボトル	袋	2t パッカー車 3t パッカー車	広域
その他のプラスチック	容器包装プラスチック		4t パッカー車 2t 深ボディー車 3t 深ボディー車	

※中間処理施設及び保管施設について今後検討を進める。

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

分別収集計画が実効あるものとするため、次の取組を進める。

- (1) 町民(公募)、事業者を中心に、廃棄物全体の減量化、容器包装廃棄物の減量化及び資源化について審議し、その内容を施策に反映していく。
- (2)容器包装廃棄物がより適正に分別排出されるよう、平成 21 年 10 月に導入した事業系指定ごみ袋の使用徹底について、商店・事業所に指導を行う。
- (3)広報紙やホームページにより、分別収集についての啓発を行う。

(4)毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。

13. その他のリサイクル

当町では、「その他紙製容器包装」については、「雑紙」という品目で混合回収を行う。

雑紙の排出量・雑紙に含まれる「その他紙製容器包装」の排出見込量

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
雑紙	511 t	506 t	500 t	494 t	489 t
雑紙に含まれる 「その他紙製容器包装」	51 t	51 t	50 t	49 t	49 t